

ハイライト:

- ・平成15年度税制改正について
- ・平成15年5月より施行の雇用保険法の改正点

たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

目次:

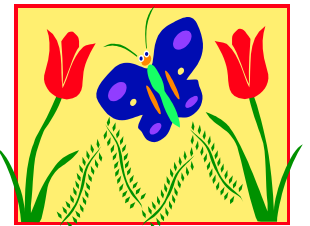
| | |
|----------------------|---|
| ご挨拶 | 1 |
| 平成15年度税制改正について | 1 |
| 平成15年5月1日施行の雇用保険法改正点 | 2 |

ご挨拶

暖冬予想が大きく外れ、久々に寒い冬でしたが、桜の便りがそろそろ届く頃となって参りました。

第13号では、平成15年度税制改正案および本年4月1日から施行されるの改正労働法及び社会保険関係について取り上げてみました。

内容に関するご質問・ご要望等ございましたらご遠慮なさらずお問い合わせ下さい。



公認会計士・AFP・ITコーディネータ 中村 元彦

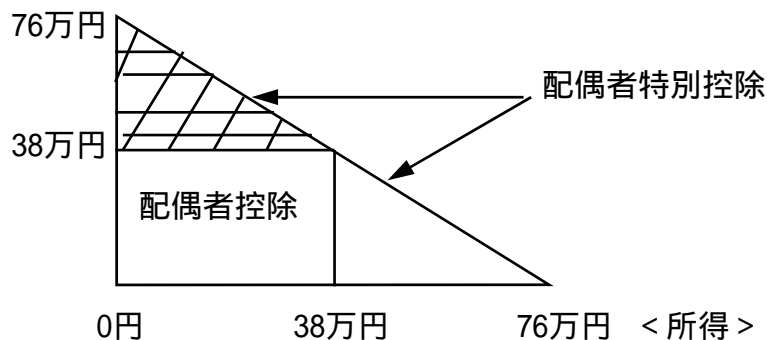
公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士 中村友理香

平成15年度税制改正について

平成15年度の税制改正では、所得税課税における配偶者特別控除制度の見直しという増税項目があり(平成16年度より実施予定)、その一方で相続税・贈与税の最高税率の引き下げという減税項目もあげられています。さらに「相続時精算課税制度」という新しい課税方式も創設されました。

まず配偶者特別控除の縮小ですが、現在は以下の図のような控除額の制度となっています。このうち平成16年度以降は斜線の配偶者特別控除部分が廃止される予定です。

<縦軸 = 配偶者控除 + 配偶者特別控除の額、横軸 = 配偶者の所得 >



上記の結果、配偶者の所得が0(給与収入だと103万円まで)の方は、平成16年度以降所得控除額が38万円減少することになります。所得控除額の減少 = 税額の増加ということになります。

この他所得税に関する税制改正としては、転勤者の住宅ローン控除制度の見直しがあります。従来は住宅ローン控除を受けている人が転勤した場合、家族と共に転勤した場合には、転勤した年以後は控

除が受けられませんでした。これを転勤終了後再び入居した場合、再入居以後の控除期間の残りの年数分ローン控除を受けることができるようになります。よって平成15年度に住宅を取得・入居開始してローン控除の適用を受けたが、平成17年度に家族と共に転勤し、平成20年度に再入居した場合、平成15,16,20~24年度の7年間住宅ローン控除制度を適用できることになります。(従来は15,16年度の2年間分のみ)

相続・贈与税については最高税率70%が50%に引き下げられます。さらに「相続時精算課税制度」が導入されます。これは65歳以上の親から20歳以上の子に対して2,500万円までは非課税で受贈でき、その後の相続時には生前贈与の分を相続財産に合算して計算した相続税額から既に納税した贈与税を差し引くという課税方式です。但し下記の住宅取得資金の贈与も含め、選択することによりかえって不利になるケースも多いため、利用する場合には注意が必要です。

また住宅取得資金の贈与の場合には、この2,500万円にさらに+1,000万円の3,500万円が非課税とされます。この住宅取得資金が目的の贈与の場合には、子供が20歳以上であれば贈与する親側の年齢は65歳未満でもかまいません。但し3,500万円の特例は平成15年4月1日から3年間の時限措置となっています。そして、この3,500万円までの非課税特例は現行の550万円までの非課税特例と選択適用できますが、どちらも一生に1回しか使えないため、どの方法を選択した方が得になるのか良く考慮して決める必要があります。

さらに金融証券税制の見直しとして 35%の源泉分離選択課税制度は今年の3月31日をもって廃止
配当金額に関係なく、一律20%の源泉徴収のみで申告不要(ただし平成15年4月1日から5年間は配当に対する源泉徴収税率を10%に軽減)とされます。

また上場株式等の譲渡益課税の特例として、平成15年1月1日から5年間は譲渡益に対する税率が10%とされました。但し長期所有上場株式等の100万円特別控除の特例は昨年12月31日に遡って廃止されましたので、注意が必要です。

ホームページもご覧下さい(新装準備中)
[Http://homepage2.nifty.com/my-naka/](http://homepage2.nifty.com/my-naka/)

中村公認会計士事務所

埼玉県さいたま市岸町

7 - 9 - 19

(移転しました)

電話 048(834)1598

Fax 048(834)1594

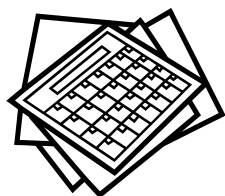
Email nakamura-

cpa@jcom.home.ne.jp

5月1日施行の改正雇用保険法について

教育訓練給付金制度が変わります。

3年以上雇用保険に入っていれば、教育訓練受講費の40%まで、且つ支給上限20万円(被保険者期間が3年以上5年未満の場合には20%且つ10万円が上限)までと変更されます。現在は5年以上被保険者であった者に対して、教育訓練受講費の80%且つ上限30万円までとなっています。



雇用保険率が変わります(平成17年4月より)

雇用保険率が19.5/1000(失業給付等に係る率は16/1000)に変更されることとなりますが、平成15,16年度は厳しい経済状況をふまえ、現行の17.5/1000に据え置かれます(失業給付等に係る率は14/1000)。

失業したときに支給される基本手当の日額が引き下げられます。(上限10,608円 8,040円へ)

* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせください。